

## 令和8年第1回知内町議会臨時会

- ◎ 招集年月日 令和8年1月26日(月)
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 令和8年1月26日(月) 午前 9時45分
- ◎ 閉会日時 令和8年1月26日(月) 午前10時17分

### ◎ 出席議員

2番	花井泰子	7番	一之谷 駿
3番	笠松悦子	8番	野口久美子
4番	五十嵐捷爾	9番	木村 一
5番	吉田峰一	10番	谷口康之
6番	山田顕人		

- ◎ 会議録署名議員 3番 笠松悦子 7番 一之谷 駿

- ◎ 欠席議員 1番 松井盛泰

### ◎ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した説明員

町	長	西山和夫
統括	監	三原知明
総務課	長	森永 茂
建設水道課	長	澤田浩一
教 育	長	堂下則昭
社会教育課	長	佐藤辰治
スポーツセンター	長	(佐藤辰治)
知内高等学校	事務長	高田正志
代表監査委員		木村和義

### ◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局	長	上野真吾
議 事	係	舘岡玄武

## 令和8年第1回知内町議会臨時会議事日程

(第1号)

令和8年1月26日(月)午前9時45分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 3番、笠松悦子君、7番、一之谷 駿君
第 2		会期の決定について
第 3		議長の諸報告
第 4	承認第 1号	専決処分の承認を求めることについて
第 5	承認第 2号	専決処分の承認を求めることについて
第 6	議案第 1号	令和7年度知内町一般会計補正予算(第12号)について

### ● 開会宣言・開議・議事日程

#### ◎ 議 長 (谷口康之)

皆さん、おはようございます。

令和8年第1回臨時会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

只今の出席議員数は、9人です。

定足数に達しておりますので、令和8年第1回知内町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

### ● 会議録署名議員の指名

#### ◎ 議 長 (谷口康之)

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、笠松悦子君及び7番、一之谷駿君を指名します。

### ● 会期の決定について

#### ◎ 議 長 (谷口康之)

次に日程第2、『会期の決定について』を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

---

## ● 議長の諸報告

### ◎ 議長（谷口康之）

次に日程第3、『議長の諸報告』を行います。

令和7年第4回知内町議会定例会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職・管理職員の出席状況については、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

これで、議長の諸報告を終わります。

---

### ◎ 議長（谷口康之）

只今、町長から今臨時会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありました。これを許します。

西山町長。

### ◎ 町長（西山和夫）

皆さんおはようございます。

議員の皆様には、令和8年第1回知内町議会臨時会にご出席頂き、誠にありがとうございます。

今議会に上程させて頂いておりますのは、承認2件、議案1件であります。

承認第1号及び第2号の専決処分の承認を求めることについては、地方自治法第179条第1項の規定により、青少年交流センター涌元棟管理用備品購入売買契約の変更を1月9日付で、また令和7年度知内町一般会計について、衆議院議員総選挙に伴い予算補正の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、1月23日付で専決したものであります。

議案第1号の令和7年度知内町一般会計補正予算（第12号）については、歳入歳出それぞれ2,427万2千円を追加し、総額を72億414万2千円とするものであります。

補正の主な内容は、8款土木費に町道除排雪委託料追加するほか、10款教育費に1人1台端末更新事業備品購入費を追加するものであります。議案の内容につきましては、担当課長より説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

---

## ● 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

### ◎ 議長（谷口康之）

次に日程第4、承認第1号、『専決処分の承認を求めることについて』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

### ◎ 総務課長（森永 茂）

議案3ページをお開き願います。承認第1号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

次に4ページです。専決処分書、青少年交流センター涌元棟管理用備品購入売買契約について、売買契約の変更が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決する。

記、青少年交流センター涌元棟管理用備品購入売買契約の変更について。

令和7年第3回知内町議会定例会において、議案第9号として議決を経た売買契約（青少年交流センター涌元棟管理用備品購入）の一部について、次のとおり変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めらる。

1、契約名、青少年交流センター涌元棟管理用備品購入。2、納入期限です。変更前の納入期限、令和8年2月20日。変更後の納入期限、令和8年3月6日。

3、理由です。管理用備品の納入に際し、青少年交流センター涌元棟改修工事の完了日・引渡し日が明らかになったことから、完了日・引渡し日以降の納入作業となるため、納入期限を延長するものです。詳細につきましては、説明資料の3ページを参照願います。説明は以上です。

#### ◎ 議 長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんでしょうか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、承認第1号を採決します。

本案は報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定致しました。

---

#### ● 承認第2号 専決処分の承認を求めらるることについて

#### ◎ 議 長（谷口康之）

次に日程第5、承認第2号、『専決処分の承認を求めらるることについて』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

#### ◎ 総務課長（森永 茂）

議案5ページをお開き願います。承認第2号、専決処分の承認を求めらるることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

この度の専決処分ですが、一般会計の補正予算であります。内容は今月27日公示、2月8日投開票となります、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査にかかる事務経費を補正するものです。

次のページです。専決処分書、令和7年度知内町一般会計について、予算補正の必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決する。

記、令和7年度知内町一般会計補正予算（第11号）について。

令和7年度知内町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ790万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,987万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

尚、専決処分日は、令和8年1月23日です。

歳出から説明しますので、10ページをお開き願います。

2款総務費、4項選挙費、3目衆議院議員総選挙費及び最高裁判所裁判官国民審査費に790万円を追加するものです。

内容につきましては、人件費として1節報酬並びに3節職員手当等で512万円を追加し、物件費として7節報償費から17節備品購入費まで278万円を追加するものです。

次に歳入の説明をしますので、9ページをお開き願います。

14款国庫支出金、3項委託金、1目総務費委託金に790万円を追加し、1,645万7千円とするものです。3節選挙費委託金に衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査委託金として、歳出と同額の790万円を追加するものです。

説明は以上です。よろしく願います。

## ◎ 議 長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、承認第2号を採決します。

本案は報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定致しました。

---

## ● 議案第1号 令和7年度知内町一般会計補正予算（第12号）について

### ◎ 議 長（谷口康之）

次に日程第6、議案第1号、『令和7年度知内町一般会計補正予算（第12号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

議案12ページをお開き願います。

議案第1号、令和7年度知内町一般会計補正予算（第12号）について。

令和7年度知内町一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,427万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億414万2千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明しますので、16ページをお開き願います。

8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費に1千万円を追加し、1億5,785万5千円とするものです。12節委託料で町道除排雪業務委託料に不足が見込まれることから、その必要額を追加補正するものです。詳細につきましては、後程担当課長より説明させていただきます。

次のページです。9款1項消防費、2項災害対策費に100万円を追加し、2,923万5千円とするものです。12節委託料で小谷石地区空洞箇所補償調査業務委託料を追加補正するものです。これは、昭和48年の小谷石豪雨災害後に造成された埋立地について、地下に空洞や緩みが露呈していることから、令和7年6月に地中レーダー探査を実施し、空洞箇所を確認。その後2次調査として1,200ミリ排水管の管内点検と開削調査を実施し、更に聞き取りの資料調査を実施した結果、過去の陥没の発生原因は造成地の地中にある消波ブロックや斜路の旧海岸施設が深く関係していると判断されたところです。

その二次調査報告書の推察結果から、旧海岸施設及び木片等が完全に撤去出来ない限り、時期、場所や規模は断定できないが今後陥没が発生する可能性はありと、判断されるとの報告を受け止め、また当時分譲地として販売した町の責任も踏まえた上で、町民の生命、財産と町民の安心安全を守る観点から、補償に向けた補償費の調査3点業務を実施するものです。

次のページです。10款教育費、4項高等学校費、1目学校管理費に1,327万2千円を追加し、7,160万7千円とするものです。12節委託料と17節備品購入費で1人1台端末更新事業として、学習用タブレットの購入費等を追加補正するものです。詳細につきましては、後程担当課長より説明させていただきます。

続いて歳入について説明しますので、15ページをお開き願います。

10款1項1目地方交付税に2,427万2千円を追加し、22億2,040万4千円とするものです。これは只今ご説明しました歳出に対応して追加補正するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎ 議 長（谷口康之）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（澤田浩一）

私の方から、町道除排雪業務委託料の補正予算内容の詳細についてご説明させていただきますので、説明資料の2ページをお開き願います。

1、過去4年間と今年度の降雪量と出動回数の実績になりますが、今年度実績については1月15日現在のデータでありまして、本日までの速報値では降雪量が226cm、出動回数が19回となっております。

2、補正の理由ですが、過去4年間の降雪量及び出動回数の実績を基に今後の出動回数を算定したところ、予想出動回数38回、除雪費見込額、4,539万1千円、排雪費見込額が440万6千円となり、委託料に不足が見込まれるためであります。

3、事業費と財源内訳ですが、当初予算4,050万円に対して執行済額が1月末で、541万2千円、今後の支出見込額が4,438万5千円となり、不足分補正額は1千万円となります。

尚、財源内訳は全額一般財源となりますが、今後の雪の降り方次第では再度補正予算計上のお願いをする可能性がございますので、ご承知おき頂ければと思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議長（谷口康之）

知内高等学校事務長。

◎ 知内高等学校事務長（高田正志）

それでは、私から知内高校1人1台端末更新事業について、説明させていただきますので、資料の4ページをご覧ください。

目的と内容としましては、文科省が推進するICTを活用した授業展開に対応するため、導入から5年を経過した端末の更新を行うものであり、学習用タブレット150台の端末費用、ライセンスや端末を管理するための環境構築費等を合せて1,327万2千円の計上となっております。

現在使用しているタブレットは起動や動作の遅延、アップデート作業に想定以上の時間を要し、事業に支障をきたしている状況であります。

また、本日道教委から令和8年度の出願状況が公表される予定ではありますが、当校への出願数が想定を超える見込みとなっております。そうなりますと、今ある端末台数では、新年度当初から全生徒に行き渡らせることが困難となるため、年内に必要な台数の確保を行う必要があると判断し、今回補正提案させて頂いたところです。

尚、財源内訳につきましては全て一般財源になっていますが、小中学校の義務教育と異なり、高校の場合はそのような補助金がないことから、このような提案にさせて頂いたところです。よろしくお願い致します。

◎ 議長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入・歳出一括質疑を行います。

質疑ございませんか。

3番、笠松君。

◎ 3番（笠松悦子）

タブレットの端末の件に関して、ちょっとお尋ねしたいと思います。

今、高校の端末を取り換えるということですけども、この5年経ったらこうなるというこ

とを、前から察知していたのか、それと小学校、中学校でもこういうことが起きるのかなと思ひまして、最初からの計画に載せた方が良かったのかなと思うんですけども、どうして今になったのかなと思ひて。

◎ 議 長（谷口康之）

知内高等学校事務長。

◎ 知内高等学校事務長（高田正志）

ご説明致します。タブレットにつきましては、使えるうちは高額な物ですから使えるうちは使っていこうということで、対応年数は過ぎてしまったんですけども、このような形になりました。ご理解の程よろしくお願ひします。

◎ 議 長（谷口康之）

3番、笠松君。

◎ 3 番（笠松悦子）

分かりました。でも、小学校、中学校もいずれ端末がまた合わなくなってくる可能性もあるという事を考えながら、予算編成をして頂きたいと思ひます。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

あと質疑ございませんか。

6番、山田君。

◎ 6 番（山田顕人）

小谷石地区の空洞箇所における補償調査業務の関係でご質問させていただきます。

今、家が傾いている所の両隣も可能性が出てきているというところもあるんでしょうけども、やはり小谷石の海岸線長いので、あの地域一体が多分消波ブロックの上に乗っかっているんだらうなという想定されると思うんですけども。なんていうかな、今回1回目の事なんでしょうけども、20年前にも隣の家が陥没した所で家をジャッキアップされてたというような事も聞いております。

その辺りを考えると、そこ3軒だけじゃなくて他の所も多分調査していかなきゃならないと思うんですけども、20年前になった所も当然入ってくるのかなと今回の調査に入ってくると思うんですけども、その辺りどうでしょう。

◎ 議 長（谷口康之）

総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

ご説明します。消波ブロックの関係に関しましては、当時残っていた写真等と照らし合わせますと斜路の消波ブロックが入っていたのは、一応ですね、斜路に対しての消波ブロックはあその部分だと思います。図面でお示した通りだと思います。今縦に2軒並ぶような感じにありますが、この真ん中に護岸が走っておりましたので、消波ブロックが有ったかどうかというのは、ちょっと写真でしか確認はできませんが、そのまま埋め立てたものがあるれば当然そのようになってくるのかなと、ちょっとですね、今現在はですね、そういう事象が起きている所を優先的にちょっとやっぱり調査していかなきゃならないかなと思ひています。

一次調査の時に關しても、両隣の家の両側の側線入れる所は一応調査させて頂いています。そちらの側線に關しては、空洞や緩みは確認出来なかったとというところで。ただ深さも3

mまでが限界だったので、必ずしもとは言えませんが、今段階、両隣確認する状態では、今の所というところは言われていますので、まずは今現在傾いている所を優先してやって、当然影響有るか無いかという所は次のステップも踏まえて想定していきたいと思います。

あそこ全体、一列で全部埋立った所だと思います。過去にはやっぱり穴が開いたとか、という所は聞いておりますので、全然関係ないとか、大丈夫だろうとか予断を許さないで町内会と情報をこちらにあげて頂くようにして頂きたいのと、ちょっとどうするこうすると今段階で言えない事ではあるんですが、丁寧に対応していきたい思います。説明は以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

6番、山田君。

◎ 6 番（山田顕人）

20年前にその家をジャッキアップしていたってということも聞いておりますので、その辺りは既に被害を被っているところなのでしょうね、きっとね。その辺りも恐らく今回は傾いている家の所もそうだろうけども、前回20年前のことも考慮すると、やはり補償対象に入れた方が良くないかかっていうふうには思うんですけども如何でしょうか。

◎ 議 長（谷口康之）

総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

ご説明致します。その家に住まれている当人の方からは聞き取りはさせて頂いています。実際どういう補償をするのか、町がどういう対応をするかというところは、本人さんと直接はさせて頂いておりません。今回1番被害を被っている家の方向性、町で議会の方で承認も頂きながら、「うちのところどうなるんだ」という話が今後のステップで当然出てくると思いますので、ちょっとこの後の一遍に提出出来れば良かったのかもしれませんが、ちょっと補償調査の中でどういう補償をすれば良いのかとか、議論もかなり此処と此処が同じなのかとか、いろんな議論をしなければいけないので、ちょっとですね、段階的にやらせて頂ければ有難いかなと思っております。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

6番、山田君。

◎ 6 番（山田顕人）

建物をね、基礎に杭を打っただとか、打っていないだとか、そういうところも多分差が出てくるんだろうなという所はあるんでしょうけども、前にも言ったんですけどもね、これが多分最初の補償の関係になると思います。今後多分恐らく何軒か両隣、その隣って言うのが恐らく消波の上に建っている家があるんだろうというふうに思うので、その辺り吟味しながら、前に進めていってもらえればというふうに思います。以上です。答弁ありません。

◎ 議 長（谷口康之）

あと質疑ありませんか。

5番、吉田君。

◎ 5 番（吉田峰一）

5番、吉田です。町道除雪の委託の件ですけども、直接道路とは関係ないんですけども、非常に今地震等が北海道で発生しています。それで非常にこれだけの豪雪、雪が降ると道路の幅員も相当狭くなっている。それは分かる通りですけども、ただ一次避難場所があります。

指定されている。その辺の除雪体制はどうなっているのでしょうか。

◎ 議長（谷口康之）

総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

ご説明します。どうしても通常時の除雪の中では一時避難場所、特に建物の無い所に関しては、ちょっと遅れているのかなと思います。その辺りですね、ちょっとこちらですね、常に入るという事は難しいと思うんですけども、どういう状況になっているか確認させて頂いた上で、ちょっと遅れて申し訳ないんですけど丁寧に対応していければなと思います。はい、すみません。

◎ 議長（谷口康之）

あと質疑ございませんか。

9番、木村君。

◎ 9番（木村 一）

9番、木村です。除雪に関連して、湯の里地区排雪の計画はあるの。かなり雪が降って住民生活に支障がきたしているから、その辺どうですか。

◎ 議長（谷口康之）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（澤田浩一）

ご説明致します。まず道道に関しましては、先々週19、20日に一度排雪したと聞いております。あと町道に関しましては、町道の脇にある空き地等に堆雪させてもらっているんですけども、それ実は先週末に委託業者から連絡ありまして、今週するように連絡来ていますから、今週排雪しようと思ってました。ただダンプが捕まえられるかどうかもちょうとありますので、一応今週はやろうとは思っています。以上です。

◎ 議長（谷口康之）

9番、木村君。

◎ 9番（木村 一）

町内かなり両サイドが高くなって、少し幅出しが何かしてもらってその辺をよけてもらえないかな。枝線から町道入る時もなかなか車の視界が遮られて、安全性にかなり不安を感じている所ですけど、その辺のただ毎日真つすぐ除雪していくんじゃなくて、幅出しして少しその辺の除排雪を排除してもらいたいんですけども、その辺の考え方はありますか。

◎ 議長（谷口康之）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（澤田浩一）

ご説明致します。基本的には道路をあける、車が通行できるように第一に考えております。その後に時間余るのであれば、そういう幅出しですとか、そういう作業にかかろうとは思っているんですけども、まず町道の除排雪を第一、その後に幅出しとかというふうに考えています。委託業者の方も朝2時くらいにパトロール致しまして、本日出るか出ないか判断をして、大体10時、11時くらいまで除雪作業をしています。その後に幅だしとなりますと、もし次の日雪が降った場合に次の日の作業に影響が出ると困りますので、そこら辺は密に話をしながら、明日でないようであれば、幅出ししてねとかってというような打合せをしながら、

やっている所であります。以上です。

◎ 9 番 (木村 一)

分かりました。

◎ 議 長 (谷口康之)

あと質疑ございませんか。

7番、一之谷君。

◎ 7 番 (一之谷駿)

私も除雪の件だったんですけども、今回補正で1千万円出てると思うんですけども、各町内会でも結構除雪を皆さんやられてると思うんですけども、町内会の方で有償ボランティアじゃないですけど除雪をやってくれる方々がいる、そこにもやっぱり燃料代だったり人件費がかかるものなので、各町内会単位でももうちょっと除雪費用という形で、渡すという予算をふるということは出来ないのかなと思ひまして。

◎ 議 長 (谷口康之)

総務課長。

◎ 総務課長 (森永 茂)

ご説明します。今までですね、町内会とかで町内会員さんが除雪に取り組むところ、あくまでボランティアというところで町としてはお金の支出はないですが、町内会によってはショベルローダーをそのまま借りていくところもありました。あと、湯ノ里の関しては一部重機借り上げ料の助成だとかっていうところもしております。

12月ですね、町内会会議やった時に各町内会長さんにちょっと地区毎に困っている事情っていうのは違うということで、ちょっと聞き取り調査をさせて頂いていました。まだ回答きていないところはあるんですが、ちょっとですね、町内会毎にどういうところが困っているのか、町のどういう支援がマンパワーなのか、お金なのか、例えば機械なのか、ちょっと分からないところはあるので、その辺り精査していきたいなと思ひています。

今現在は特にこれに向けたという予算は、町の方で組んでいませんが、3月とかもありますので、何かそういう所出れば、補正も出来る可能性もあるかなとちょっと思ひております。以上です。

◎ 議 長 (谷口康之)

7番、一之谷君。

◎ 7 番 (一之谷駿)

どこも人手不足だったりとかっていう所は有ると思うんです。町内会で動ける人はまだまだいると思ひますので、そこに使える予算だったりとかを出すと、人手不足の解消になったりとか小さい問題はどんどん解決してくれたりということはあると思ひますので、各町内会の予算っていうのをもう少し自由に使える予算じゃないですけど、あったら良いのかなと思ひますので、その辺ご検討頂ければと思ひます。

◎ 議 長 (谷口康之)

その他質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ● 閉会宣言

### ◎ 議長(谷口康之)

これで、本日の日程は全部終了しました。

これにて会議を閉じます。

令和8年第1回知内町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労様でした。

( 閉会 午前10時17分 )